## 常滑市環境美化条例

(目的)

第1条 この条例は、ごみ等の散乱及び愛がん動物のふんの放置等の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、土地の所有者等及び市が一体となり地域の環境美化の促進を図り、もって清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) ごみ等 飲料を収納していた缶、瓶及びプラスチック容器、包装紙、 菓子袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻その他これらに類す るもので、散乱性の高い不用物をいう。
  - (2) 愛がん動物 かわいがることを目的に飼養されているほ乳類、鳥類及びは虫類をいう。
  - (3) 市民等 市民及び市内に在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内 を通過する者をいう。
  - (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
  - (5) 土地の所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
  - (6) 公共の場所等 公園、道路、河川、海岸その他公共の場所及び他人が 所有し、占有し、又は管理する場所をいう。

(基本となる責務)

第3条 何人も、みだりにごみ等を捨てるなどして、ごみ等を散乱させること のないようにしなければならない。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、公共の場所等において自ら生じさせたごみ等を捨てること なく所定のごみ等の収納容器に入れるほか、これを持ち帰り、適切に処理し なければならない。
- 2 市民は、自宅及びその周辺の清掃その他の環境美化活動に努めるとともに、 市が実施する環境美化施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第5条 喫煙をする者は、歩行中に喫煙をしないように努めるとともに、たばこの吸い殻入れが設置されていない場所で喫煙をする場合は、捨てることなく携帯用吸い殻入れに収納するなどし、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

(愛がん動物の飼養者の責務)

- 第6条 愛がん動物を飼養する者は、当該動物の習性に応じた適正な管理を行い、ふんの放置等により他人の迷惑にならないようにしなければならない。
- 2 犬を飼養する者は、公共の場所等において当該犬を散歩させる場合は、つないで散歩させるとともに、ふんの回収用具を携帯し、ふんを排せつしたと

きは、これを持ち帰り、適切に処理しなければならない。

- 3 猫を飼養する者は、猫を敷地内で飼養するよう努めるものとする。
- 4 愛がん動物を飼養する者が、当該動物を譲渡するときは、新たに飼養する 者に対して前3項に規定する内容を説明しなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、事業活動を行う場所及びその周辺の清掃その他環境美化活動に努めなければならない。
- 2 店舗又は自動販売機により飲食物を販売する事業者は、当該店舗又は自動 販売機の周辺に販売した飲食物から生ずるごみ等の回収容器を設置すること により、ごみ等の散乱防止に努めなければならない。
- 3 公共の場所等で祭り、大会その他複数の者が集会する行事を主催する事業 者は、当該事業の実施によりごみ等が生ずるおそれのある場合は、所定のご み等の収納容器を設置し、適切な処理をするとともに、散乱しているときは、 その場所を清掃しなければならない。
- 4 公共の場所等において、印刷物その他のものを配布する事業者は、当該配 布物が散乱しないようにするとともに、散乱した場合は、当該散乱物を適切 に処理しなければならない。

(土地の所有者等の責務)

- 第8条 土地の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地(以下「管理地」という。)を適正に管理し、地域の良好な生活環境を保全しなければならない。
- 2 土地の所有者等は、その管理地にごみ等が捨てられた場合において、投棄 した者が判明しないときは、自らの責任において適切に処理しなければなら ない。

(市の責務)

第9条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者が行う環境 美化活動への支援をするとともに、環境美化に関する意識の啓発等総合的な 施策の推進に努めるものとする。

(市の施策への協力)

第10条 市民等、事業者及び土地の所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(指導)

第11条 市長は、第4条第1項及び第5条の規定に違反してごみ等を捨てた者、第6条第1項及び第2項の規定に違反してふんの放置等をした者、第7条第3項及び第4項の規定に違反して散乱物を適切に処理しなかった者並びに第8条第1項の規定に違反して周辺住民の生活環境を著しく害している管理地の所有者等に対し、撤去その他必要な措置を実施するよう指導することができる。

(勧告)

第12条 市長は、前条の規定による指導にかかわらず、改善又は適正な措置を

実施しない者に対し、改善又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告に従わなかった者に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が命令に従わないときは、 その旨を公表することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月25日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。